

申告準備はお早めに！

市・都民税、住宅借入金等特別税額控除、所得税、贈与税、消費税、事業税

市・都民税、所得税、事業税

税の申告書の受付期間は、2月18日(3月17日)、住宅借入金等特別税額控除(町田市へ申告する場合)の受付期間は、2月1日(3月17日)です(郵送可)。申告はお早めにお願ひします。

お問い合わせは、市・都民税、住宅借入金等特別税額控除については市役所市民税課(☎724・2114、2117)、所得税・贈与税・消費税については町田税務署(☎728・7211)、事業税については八王子都税事務所個人事業係(☎042・644・1111)へ。

市・都民税の申告

地方税法等の改正により、平成20年度に実施される主な改正内容は、次のとおりです。

表1 市・都民税申告書本庁舎受付日程

開催日	開催場所	受付時間
2月18日(月)～3月17日(月)	町田市役所本庁舎1階 市民フロア	○午前の部 9:00～11:30 ○午後の部 1:00～4:00

土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)と3月2日(日)は受付を行います。 昼休みは受付をしていません。

表2 住宅借入金等特別税額控除申告書本庁舎受付日程

開催日	開催場所	受付時間
2月1日(金)～3月17日(月)	町田市役所本庁舎1階 市民フロア	○午前の部 9:00～11:30 ○午後の部 1:00～4:00

土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)と3月2日(日)は受付を行います。 昼休みは受付をしていません。 2月8日(金)は町田市役所地下1階特別会議室(小)で受付します。

表3 市・都民税申告書、住宅借入金等特別税額控除申告書の出張受付日程

開催日	会場	受付時間
2月19日(火)	小山市民センターホール	○午前の部 9:30～11:00 ○午後の部 1:00～3:30
2月20日(水)	南市民センターホール	
2月21日(木)	忠生市民センターホール	
2月22日(金)	堺市民センターホール	
2月26日(火)	鶴川市民センターホール	昼休みは受付をしていません。
2月27日(水)		
2月28日(木)	なるせ駅前市民センターホール	

「注意事項」

- (1) 当日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持っておいで下さい。
- (2) ご来場の際には、印鑑・所得の証明ができるもの・社会保険料等の資料をお持ち下さい。
- (3) 会場には駐車場の用意がありませんので、お車での来場はご遠慮下さい。

の日曜日でも市役所本庁舎1階市民フロアで受付を行います。申告に持参していただくものは、次のとおりです。申告書(会場でもお渡しできます)

(社会保険料控除や医療費控除などの控除を受けようとする方は申告が必要です) 平成20年1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷を有する方で市内に住んでいない方

市・都民税の申告書の送付 市・都民税の申告書は昨年申告書を提出した方(65歳以上で昨年課税された方など)に、2月7日ごろ発送する予定です。市・都民税の申告書が送られた方で、病氣・失業などで昨年中に所得がなかった方も、その旨を具体的に記入して提出して下さい。申告書が届かなかった方は、市民税課にお問い合わせ下さい。

市・都民税の申告書の受付 市・都民税の申告書の受付は2月18日(3月17日)(表1及び表3参照)

住宅借入金等特別税額控除の申告をされる方(うち、所得税の確定申告をされない方)の受付は2月1日(3月17日)(表2及び表3参照)

印鑑 収入があった方は、収入の内訳を証明できる資料(源泉徴収票等) 所得控除の資料等(前年中に支払った社会保険料の領収書や国民年金保険料、生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費の領収書等)。

住宅借入金等特別税額控除の申告に持参していただくものは、次のとおりです。申告書(会場でもお渡しできます) 平成19年分給与所得の源泉徴収票(原本)。なお、申告にあたり、住宅借入金等の年末残高合計額のご確認をお願いいたします。

申告は期限内に！ 期限内に申告をされない場合、納付回数が少なくなり、1回あたりの納付金額が多くなったり、また、申告がない場合は、各種手当・補助金や公営住宅入居・老人医療証などの申請に必要な市・都民税の課税・非課税証明書の交付が受けられません。

所得税の確定申告

確定申告が必要な方

主に次のような方は、確定申告が必要になります。1 事業所得や不動産所得などがあり、各種所得金額の合計額が配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える方。

2 給与所得者で、給与の年間収入金額が2000万円を超える方 給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方 2か所以上から給与などの支払を受けている方。

16日(土) 2月23日(土) 電子証明書を発行します

確定申告の時期にあわせ、下記の日程で住民基本台帳カードの交付及び電子証明書の発行を行います。

3 土地や建物、ゴルフ会員権などの資産を売却した方。還付申告ができる方

一般に給与所得者は、年末調整によって所得税が精算されています。しかし、昨年中にマイホームをローンで取得した、多額の医療費を支払った、災害や盗難にあった、などの場合には、確定申告により所得税の還付を受けることができます。

中途退職等により年末調整を受けていない方は、確定申告により所得税の精算ができます。

贈与税の申告

平成19年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方は、贈与税の申告が必要です。

消費税の確定申告

平成17年分の課税売上高が1000万円を超える個人事業者の方は、平成19年分の消費税の確定申告が必要です。

提出及び納付の期限

申告書はご自分で書いて提出

日時 2月16日(土)、23日(土) 午前10時～午後3時 場所 市民課(市役所本庁舎1階)

内容 住民基本台帳カードの交付及び電子証明書の発行 住民票・戸籍等の証明書の発行及び住民異動届の受付はできません。

はお早めに

平成19年分の申告書の提出及び納付の期限は、所得税・贈与税が3月17日、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日までです。

納税は、最寄りの金融機関をご利用下さい。また、所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替をご利用下さい。

申告書の作成は国税庁ホームページで！ <http://www.nta.go.jp>

国税庁ホームページには、所得税・消費税等の確定申告書、贈与税の申告書を作成できる「確定申告書作成コーナー」があります。ぜひご利用下さい。税務書類の作成を依頼する場合は、「税理士」に依頼しましょう。二七税理士にはご注意ください。

所得税・消費税・贈与税の申告書の作成・提出会場は「ぽっぽ町田」です

設置期間 2月1日～3月17日の平日および2月24日と3月2日の日曜日

開設時間 午前9時～午後5時(混雑状況により、早め締め切る場合があります) 所在地 原町田4・10・20 (JR横浜線・小田急線町田

ちよこつと共済に加入を！

交通災害共済「ちよこつと共済」は、交通事故にあった時に見舞金を受けられる助けの申込みを受け付けていますので、この機会に加入をお勧めします。

会費は選べる2コース制 Aコース 年額1000円、見舞金3万円(300万円、Bコース 年額500円、見舞金2万円(150万円)

加入できる方 町田市に住民登録、外国人登録のある方 の方と生計が同じで、就学のために町田市外に転出している方

申込み場所 市内の金融機関(ゆうちょ銀行・中央労働金庫・三菱UFJ信託銀行・山梨中央銀行を除く)、農協、交通安全課(市役所中町第二庁舎2階)、市民課(市役所本庁舎)、南・なるせ駅前(徒歩5分)

駐車場は有料です。前記の期間中、町田税務署の庁舎内には、申告書の作成会場は設置していません。

所得税申告書等の提出 1 国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して「確定申告書作成コーナー」で作成したデータをインターネットで送信(提出)できます。利用手続きは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

2 申告書は郵便または信書便でも提出できます。なお、申告書控に収印が必要な方は、切手を張った返信用封筒を同封して下さい。

あて先 〒194・8567、中町3・3・6、町田税務署 3 所得税確定申告書(作成済のものに限り)は、市役所1階市民フロアの「市・都民税申告受付会場」でも受け付けます。また、南・なるせ駅前・鶴川・忠生・堺・小山の各市民センターにおいても、試行的に、2月18日から3月17日の間、所得税の確定申告書(作成済で封筒に入ったもの)に限り)を受け付けます。

前記の期間中、町田税務署の庁舎内には、申告書の作成会場は設置していません。